

〔注〕平成21年3月から改正経過を注記した。

改正 平成13年3月7日条例第8号 平成14年12月3日条例第45号  
平成21年3月13日条例第9号

杉並区都市計画審議会条例（昭和50年杉並区条例第26号）の全部を改正する。  
（設置）

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、杉並区都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員21人以内をもって組織する。

- （1）学識経験のある者 5人以内
- （2）区議会の議員 7人以内
- （3）関係行政機関の職員 2人以内
- （4）区民 7人以内

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員及び専門委員は、区長が委嘱する。

（委員等の任期）

第3条 前条第1項第1号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議期間とする。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査期間とする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号の委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（会議の公開）

第6条 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（幹事）

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

一部改正〔平成21年条例9号〕

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成21年条例9号〕

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日において現に杉並区都市計画審議会の委員である者の任期は、この条例による改正前の杉並区都市計画審議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成13年3月7日条例第8号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月3日条例第45号）抄

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月13日条例第9号）抄

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。（後略）